

ねんきん通信

老後の国民年金を多く受けるために！

現在、満額の老齢基礎年金は、年額792,100円（平成20年度）ですが、これを上乗せするしくみがあります。今月は国民年金基金、付加保険料（同時加入不可）についてご紹介します。

～国民年金基金とは～

国民年金基金とは、第1号被保険者（自営業・農林漁業・学生等の方）のための公的な年金制度です。国民年金に上乗せして、厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この差を解消するため平成3年4月に創設された制度です。

○積み立て方式の年金⇨国民年金基金は、掛金を積み立て、これを財源として年金を支給する「積立方式」という財政方式で運営しているため、人口構成の変化による影響を受けることがなく、支払われた掛金に運用収益をプラスしたものが年金として支払われますから、ご自身が納めた掛金は確実にご自身の年金につながります。

○加入できる方⇨20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（農業者年金基金加入者や保険料免除者を除く）です。

○給付と掛金⇨受け取る年金額は何口加入するか（加入口数）によって決まります。終身年金A型・B型と確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の5種類があり、保証期間や受給開始の時期などに違いがあります。また、加入年齢によって給付額が異なります。

掛金1口目は必ず終身年金から選択し（1口だけの加入も可能）、終身年金の掛金月額を全体の半分以上の額とする必要があります。

○税制上の優遇⇨掛金は、全額所得控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。（一般の個人年金は5万円程度）また、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、税控除が受けられます。

○自由なプラン設計⇨将来自分が受け取る年金額は、加入した口数によって決まる口数制ですから、老後のプランと現在の生活に合わせて、自分にあった年金を自由に設計できます。加入したあとライフサイクルに応じて、

月々の掛金を増減することができます。

○前納割引⇨4月から翌年3月までの1年分の掛金をまとめて支払うと0.1ヶ月ぶんの掛金が割引になります。

～付加年金とは～

付加年金とは、毎月の国民年金保険料14,410円（平成20年度）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。付加保険料は、国民年金基金と同じように税控除が受けられます。

○年金額と保険料額⇨付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者又は任意加入被保険者の方です。

保険料の免除又は納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者は必ず付加保険料を納付することになっています。付加年金額の計算は、次のとおりです。

$$\text{年金額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数} \\ (\text{65歳から老齢基礎年金を受給する場合})$$

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受けるとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の納付手続きについて、詳しくは最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

また、国民年金基金のお申し込み、お問い合わせについては、北海道国民年金基金までお電話願います。

フリーダイヤル 0120-65-4192

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(電話5-1111 内線158)にお問い合わせください。

～恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ～

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています（ご遺族の方は対象とはなりません。）。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書は役場町民課保健福祉グループに備え付けてありますので、未請求の方は、ご自分で資格要件などをご確認のうえ早急に請求してください。なお、請求期間は平成21年3月31日までです。

請求に関する「お問合せ」や「ご相談」は無料です。

お問い合わせ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金

(無料電話)0120-234-933(月～金、9:15～17:15、土日祝日休) ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>